

新潟県企業立地促進資金貸付金のご案内



新潟県
令和8年4月

● 本貸付金の特長

◆ 固定金利で安定した資金調達を可能とする制度融資です

1 貸付対象

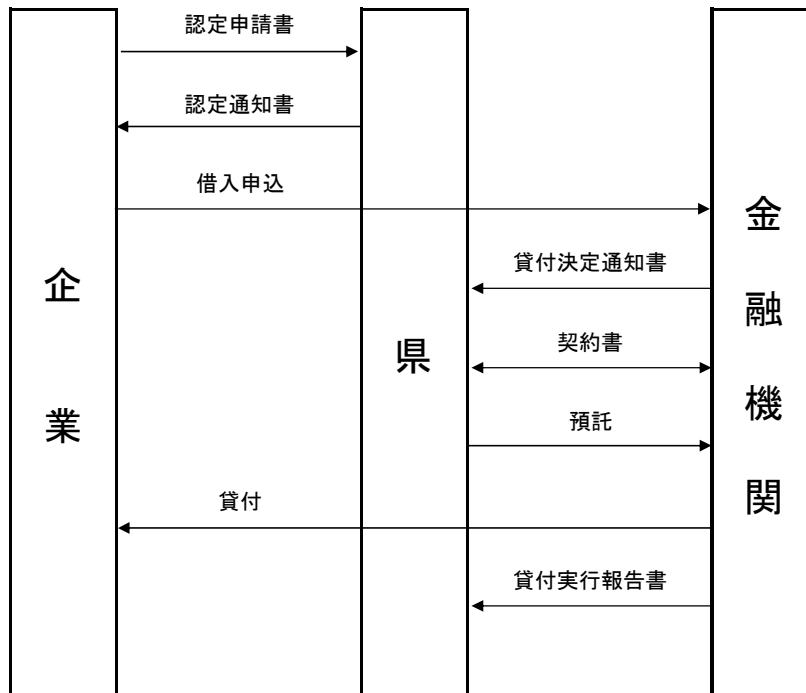
(1) 資金の対象	<ul style="list-style-type: none">■ 用地の取得及び造成に要する資金（取得又は造成後1年以内に建設着手）■ 工場等の建設に要する資金■ 附属施設及び機械設備等の新增設に要する資金（更新・入替に係るものを除く）
(2) 対象業種等	<ul style="list-style-type: none">① 製造業② 卸売業③ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業④ ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業⑤ 自然科学研究所⑥ 本社機能（事務所、研究所、工場等における研究開発部門、研修所に係るもの）⑦ 地域未来投資促進法による地域経済牽引事業⑧ 農村産業法による産業導入実施計画に基づく企業立地
(3) 対象要件	新規常用雇用者数が3人以上増加

2 貸付条件

(1) 貸付枠	予算の範囲内										
(2) 融資限度額	5億円（特認10億円）										
(3) 利率・融資期間	<table><thead><tr><th>融資期間</th><th>利率（固定）</th></tr></thead><tbody><tr><td>～5年</td><td>1.10%</td></tr><tr><td>～7年</td><td>1.30%</td></tr><tr><td>～10年</td><td>1.50%</td></tr><tr><td>～15年</td><td>1.70%</td></tr></tbody></table> <p>※ 融資期間には、据置期間2年以内を含みます。</p>	融資期間	利率（固定）	～5年	1.10%	～7年	1.30%	～10年	1.50%	～15年	1.70%
融資期間	利率（固定）										
～5年	1.10%										
～7年	1.30%										
～10年	1.50%										
～15年	1.70%										
(4) 償還方法	元金均等月賦償還										
(5) 資金の提供時期	取扱金融機関と金銭消費貸借契約後、県と金融機関で協議して定める										
(6) 担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる										
(7) 取扱金融機関	県制度融資取扱金融機関で、資金の取扱いについて県との協議が整った金融機関（お取引先の金融機関に御相談をお願いします。）										

3 貸付までのながれ

(1) 事前協議	制度の利用にあたり企業は、借入を希望する金融機関と協議を行います。 金融機関は、県と事前に協議を行います。
(2) 申請書の提出	協議が整った後、企業は県に「企業立地計画認定申請書」を提出します。 県は内容を審査し、適当である場合は「企業立地計画認定通知書」を企業に交付します。
(3) 借入の申込み	企業は、金融機関に金融機関所定の手続きにより資金の借入れを申し込みます。 金融機関は、審査の上、資金の貸付が適当と認めた場合は、県に「貸付決定通知」を提出します。
(4) 預託契約	県と金融機関で資金の預託について契約します。
(5) 貸付実行	金融機関は、企業に貸付を行います。 貸付後、金融機関は県に「貸付実行報告書」により報告します。



【問い合わせ先】

新潟県産業労働部産業立地課立地推進係
 TEL : 025-280-5247 FAX : 025-280-5508
 E-mail : ngt050080@pref.niigata.lg.jp

新潟県の企業立地に関する最新情報はこちら

にいがた企業立地ガイド

検索